

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和2年11月19日（木曜日）14時00分～15時07分

場 所 羽幌町議会議場

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、舟見委員、村田委員、森議長
ワザハバ 磯野議員、阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島局長、嶋元係長

町民課 宮崎課長、道端町民生活係長

小寺委員長（開会） 14:00～14:01

それでは文教厚生常任委員会を行いたいと思います。今回の調査事項は空き家対策事業と、離島運賃割引事業について調査・研究を行いたいと思います。当初は11月11日に行う予定でしたが、議会の都合で担当課及び課長には急遽今日に延期していただきまして申し訳なく思っております。

今回の空き家対策事業については、昨年11月5日に当委員会で住環境整備についてという中身の中で、空き家対策についても調査を行っています。それから1年経ちましたので1年間の経過等を含めて、改めて調査を行いたいと思っております。

進め方については2つありますが、まず空き家対策事業について説明をいただき、その後質疑の時間を設けたいと思います。そのように進めていきたいと思っております。それでは担当課よろしく願いいたします。

1 空き家対策について

担当課説明

説明員 町民課 宮崎課長、道端係長

宮崎課長 14:01～14:02

本日はこのように貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。ただいま委員長からもありましたとおり、当課の所管事業であります2つの事業につきまして、これまでの実績と現状等説明をさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、担当係長よりご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

道端係長 14:02～14:05

それでは空き家対策事業について資料に基づき説明させていただきます。上段では補助金交付要項の概要を記載しております。では、座って説明させていただきます。

中段から下段については補助金の実績を記載しております。平成28年度から令和2年度、今年度10月までの実績を記載しておりますが、改修については合計で20件、補助対象経費3,729万3,014円で補助額が817万8,000円。解体については99件、補助対象経費1億3,247万1,555円で補助額が4,741万7,000円。合計で119件、補助対象経費が1億6,976万4,569円で補助額が5,559万5,000円となっております。

次に空き家実態調査です。令和2年10月末現在で市街地区70件、原野地区で17件、天売地区で50件、焼尻地区で60件、合計で197件空き家というふうに確認されております。

中段には当係で行っております建物の評価方法、また調査方法を記載しております。対策についての周知方法については、固定資産税の納付書に空き家バンク・空き家補助金のチラシを同封。広報はぼろに制度概要を掲載。その他必要があれば、個別に適正管理を促す通知等をしております。

空き家バンクの実績については、平成26年度からの累計で登録数が75件で35件の成約がございました。

空き家対策事業についての説明は以上になります。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:05～14:44

小寺委員長

それでは質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手にてお願いします。

舟見委員 空き家対策の関係で、空き家で所有者不明の物件の数というのは前回の時に質問させていただいたのですが、今現在不明の数がどの程度の数になっているかをお答えください。

道端係長 お答えいたします。所有者の件については所有者の方の調査に限りというか、はっきりしていないものもございしますが、今僕らのほうで所有者不明、例えば亡くなっている方がいたり、地方に行ってもそのまま昔の所有者のままの名前だったとかというのを確認している数字では市街地区で5件、原野地区で2件、天売地区で10件、焼尻地区で10件の計27件。30件弱ほどですね、所有者不明といった空き家がございします。

舟見委員 その所有者不明の場合ですね、その後に相続とかの関係も全くわからないということよろしいですか。

道端係長 この所有者不明に関してはですね、建物がもし登記される、または家の税務情報・固定資産税等に登録されているものであれば、相続する・しないというのがはっきりするのですが、まずそういう建物でない物件もありますし、または相続者不明のまま動いている物件もございます。

舟見委員 わかりました。ありがとうございます。

平山副委員長 この事業につきましては、平成28年度からということで約5年くらいたちますが、空き家の戸数、平成28年度で280件ということですが現在が197件ということなのですね。おおよそ90件くらいが解体されているということでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。平成28年度から現状の数字を資料に記載しているのですが、その間に解体されたものもありますし、新たに空き家となったものもあるのかなというふうに考えております。以上です。

平山副委員長 解体した数じゃなくて、その5年間の中にも空き家になった家があるということでこの数なのですね。

道端係長 お答えいたします。平成28年度の時点で、合計で280件、令和2年度10月末で197件。200件弱、大体80件から90件減っているといったお話だと思いますが、これ全てが解体しているというわけではなく、平成28年の時点では空き家だったが、やはりもう1回使っているという確認が取れているものも含めて数が減っています。当然、もう解体しているという建物もございますが、解体しないでどなたかに譲渡したり、もう1回再度再利用する形という物件もありまして、数が減っているということがございます。

平山副委員長 この事業の目的は、空き家の有効活用及び解体を促進することにより移住定住の推進及び良好な住環境の確保等による地域の活性化を図るとあります。今まで5年間経過していますが、この目的に対する事業計画の効果などはどのように検証していますか。

宮崎課長 お答えいたします。効果といたしましては、先ほどご説明したように改修したものについては改修した後に再利用しているというものもありますし、解体の中では先ほど申し上げた5年間で99件解体をされているということで、環境の向上ですとか、防災防犯のリスクの低減ですか、そういうところもございますので、そういった観点からはこのように実績があったことによって、充分効果があったというふうに捉えております。以上です。

平山副委員長 数的には空き家が減ってきているということで効果があったのではないかといいことですね。この事業の継続年数というか、何年までってありましたっけ。ちょっとごめんなさい、私も勉強不足で。

宮崎課長 お答えいたします。この事業自体の年限とかそういったものはございません。

平山副委員長 そうしたら取りあえず、効果が出ているのではないかといいことで今後もこのままの形で継続していくというお考えですか。

宮崎課長 お答えいたします。担当課としましては今後も継続していきたいと、取り組んでいきたいというふうに考えております。

小寺委員長 ほかにございませつか。村田委員。

村田委員 何点か質問させていただきます。まず、今各委員から解体の部分での質問がいくつかありましたが、去年も聞いたのか覚えていないのですが、解体5年間で99件のうち、2番目にある実態調査のCからEの評価であった建物、解体された件数というのは分かりますか。

道端係長 正確な数というのは僕からは申し上げられないのですが、どうしても実情的にCからE評価になりますと、なかなか解体が進んでいないのが現状です。実際に28年の時からですね、数字で若干減ってはいるのですが、なかなかC・D・E評価になると解体の話が進んでいないところが多いのかなという印象を持っています。以上です。

村田委員 私も実感というか、数えているわけではないですからこう言ってはなんですが、今の答弁と同じように、傷んだ建物が解体されないで残っているという、前回もこういう話をさせていただきましたが、その辺りの事情は変わっていないのかなという感じがいたします。そこで、一番の目的である周りの建物や住民に危害を加えそうな、危険な空き家・店に対してなかなか進まないという答弁でしたので、今行政側として、どこまで踏み込んで解体に対して促したり指導したり助言等を行っているのか。その点に関して、スタートした平成28年から考え方とかやれる範囲というのは変わっていないのか。その辺りはどうでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま村田委員のほうからあった部分なのですが、現状としましては住民等からの通報があって、周辺に悪い影響を与えているだとか、そういう情報を得たものについては、個別に所有者が分かる部分について、個別に現場の写真等もそういった中でこのようになっていると。それで当町として補助制度等もありますし、空き家バンク等もありますので、そういった制度の周知も含めて行っているという状況になります。それで今年度、所有者がわかる分に対しては改めて関係の法律ですとか、当町で行っている政策の周知も含めて、今後どうしていくのかという意向について調査もしておりますので、現段階で全て回収していない状況ですので、その辺りも状況を見ながら今後考えていきたいなというふうに思っております。

村田委員 今、宮崎課長のほうから意向調査を進めているということなのですが、その統計がまとまって、例えばできれば解体したいのだけど資金がないですとか、もう地元にはいないので私関係ないわという、いろいろなことがあると思うのですが、やはり空き家対策の措置法に基づいて、なかなか難しいと思うのですが、周りに被害を及ぼしているような建物に対しては、できれば今よりももう少し強い指導なり促すなりをして、解体に対しての本当の目的である、危険な空き家を1件でも減らすという、その努力はですね、やはり予算もついでなければできないですが、行政サイドにしてみれば大変なお仕事ですので、ゆるくないと思うのですが、その辺りは5年経過した中で今言っていたCからE評価の部分の建物がさほど解体が進んでいないということなので、できればその辺りを、これから来年度以降力を入れて解体を促すよう

な形を取組をぜひ力強くやって欲しいなと思います。何か答弁があればよろしくをお願いします。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま委員のほうからのご意見にもあったとおり、私どももそういった意識は同じでございますので、継続して取組を進めて行きたいというふうに思います。

村田委員 もう1点。この空き家の実態調査の中で、やはり進んでいないのか離島地区もなかなか。それは今言ったC・D・Eが多いというのがあるかもしれません。前の委員会でも出ていたのですが、解体する場合の費用のかかり具合が離島の場合は高いということで、できれば市街地区との差を縮められるような方法があったら、来年度以降何かしらの形で離島だけちょっと考え方を変えた中で対策ができれば。少しでも島の危険空き家が減るための努力も取り組んでいただきたいのですがその辺りの考えはどうでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま村田委員からのご意見の部分ですが、そういったご意見も参酌しながら、今後について検討を進めていきたいというふうに思います。

平山副委員長 空き家ということでちょっと聞きたいのですが、もし駄目ならいいのですが。宮坂ビルのことでお聞きしたいのですがよろしいですか。今も村田委員から危険な建物という言葉が出ていました。旧宮坂ビルにおいても、町民からは今でもやはりあの建物は危険な建物だということで、何か起きてからでは遅いのではないかという声も聞かれます。私、数年前に一般質問もしたのですが、町としてはこの空き家、宮坂ビルについては今現在の段階で何も考えていないのか。その辺りをお聞きしたいのです。

宮崎課長 お答えいたします。ただいまの平山委員からのご意見ですが、言われていた建物の部分につきましては御存じのとおり、これまで民法に基づきまして事務管理という中で、必要最小限の対応をしてきたというところまで、御存じのとおり一般質問等答弁もございまして、それらの中で、現在どうこうという部分につきましては当時と同じ考えでいるという形で認識しております。以上です。

平山副委員長 私が一般質問してから数年たっていますが、建物自体今は中に入って見ることはできないのですが、外見的にしか見られないのでしょうか、今どのような現状というか建物の何か把握していますか。

宮崎課長 お答えいたします。今手元にある資料の中でお答えさせていただきますと、最後に平成 29 年の 12 月に、ご承知かと思うのですが 4 階部分の窓ガラスにひびが入りまして、崩落の危険性があるということでガラスを撤去して、その撤去した部分に壁を造成しているところが最後でして、この後の対応というのは私の今持っている資料の中ではございません。以上です。

平山副委員長 この宮坂ビルにおきましてはですね、町としては巡回・パトロールして外側を確認するというような、安全確認をするためにパトロールをしてどうのこうの言っていましたが、それは今でも継続されているのですか。そして今はまだ危なくないという判断でいるのでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま委員のほうからございました安全確認のためのパトロールという部分につきましては、道路管理者とも連携した中で、何か先ほど申し上げた以外の変化があった場合には連絡をお互いに取り合うというようなことでやっておりますし、当課のほうでも、適宜外に出る際には随時パトロールをしております、そのような現状でございます。以上です。

平山副委員長 一応、安全管理のためにパトロール続けているということですが、町民の方々からあの建物に対しては不安があるという声はまだまだ出ておりますので、その辺り行政としても頭に入れて、しっかりあのビルに対しては取り組んでいただきたいと思うのです。本当に事故が起きてから、それこそ人の命に関わるとかそういうものが起きたら本当に遅いと思うのですよね。その辺りしっかり思いながら今後さらに取り組んでいただきたい。やはり町民の声をきちんと聞き入れて欲しいなと私は思います。もしあればお願いします。

宮崎課長 お答えいたします。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、安全確認のためのパトロール等、引き続き私どもも行っていきたいというふうに考えております。

森議長 まず補助金のほうの資料のところ、補助要件の対象物件という意味で、空き家とはという意味だと思いますが、人の居住目的で建築された住居で、現に居住者がいない住宅ということで指定しております。したがって、改修解体等については今名前が出ていた宮坂のほか、業務用のところは入っていないというふうに考えていますが、この2の空き家等実績調査のほうの数にも同様、その店舗だとかそういうものに使用していたものは入っていないということでいいのかどうかをちょっと確認したいと思います。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま議長のほうからご意見のありました部分につきましては、実態調査の中には先ほどの建物についてはカウントされておりません。

森議長 すみません。おりますと言ったのか、おりませんと言ったのか末尾聞こえなかったので、引き続き係長が挙げているので続けてお願いします。

道端係長 お答えいたします。今課長のほうで店舗のほうが入っていないということだったのですが、店舗と住宅の併用住宅というものについては、こちらの空き家等実態調査の中に、私どもの把握している分については入っております。店舗という、ただの住宅じゃない店舗の部分についてはこの中には数は入っておりません。

森議長 今名前が出たところ以外にも、同様な倒産等に関わるようなところで事実上持ち主が同じような状態になっているというところもほかにあると思います。そういうところに関しては議会のほうでは名指しで議論はしておりませんが、例えば事務管理みたいな形で指定して、例えば定期的に壊れたら直すというような流れのことを考えている建物がありますか。

宮崎課長 お答えいたします。現状としては、そういった事務管理で行うような建物につきましては考えておりません。

森議長 私が指摘したような、持ち主が事実上いないような中で、旧店舗なりそういう形でそういう建物があるということは認識していますか。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:29～14:31)

小寺委員長 会議に戻します。宮崎課長。

宮崎課長 お答えいたします。空き店舗の部分につきましては、基本的に商工観光課のほうで詳細な部分については押さえているというふうに理解しております。以上です。

森議長 基本的な質問で申し訳ないのですが、1,000万円を超える実績があります。簡単に財源内訳……、一般財源その他補助も含めて、財源内訳について確認したいと思いますのでお願いします。

宮崎課長 お答えいたします。財源につきましてはすべて起債でございまして、過疎債のソフト事業でございまして。

森議長 あと、事実上市街地に関してですが、C2、Eというのが12件ということで、これが天売焼尻のことを主に指しているのか分かりませんが、むしろ進んでいないと。ケース・バイ・ケースですが、天売焼尻には割と周りに影響がない建物も同時に比較的あるのかなと思います。それで問題はやはりそういう現象があるのであれば、C2もしくはE辺りに対して、今後そういう具体的に強制執行とはいいいませんが、どの程度まで本当に隣の家が危ないですよ、という時にどうするのだということ。なかなか言いづらい部分があると思うのですが、常に意識しながらこの事業を考えるというふうにやっていると思うのですが、今の段階で例えば強制代執行しますとか、そういうこともなかなか言いづらいということは重々分かった上で、一応報告だけは聞いて最後の質問にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

宮崎課長 お答えいたします。まず基本的には所有者の責任というのが原則にございますので、まずそういった事態がありましたら所有者に対して連絡を取りまして、現況写真等含めて周知をした上で、対応をお願いしていくということかなと認識をしております。以上です。

小寺委員長 ほかにございませんか。それでは私から何点か質問させていただきます。まずですね、代執行とかそういうより強い助言ですとか、勧告ですとか、代執行に行く場合に特定空き家の判定をしなければならないと思っています。現在羽幌町で特定空き家に指定された物件があるのか。まずそこはいかがでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま委員長のほうからございました特定空き家に指定されている部分につきましてはございません。以上です。

小寺委員長 それでは、特定空き家にする際の基準ですとか、後は期間がある程度決められていると思うのですが、その辺り特定空き家に指定するまでの要件ですとか、その内容について教えていただきたいと思います。

小寺委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 14:36～14:37)

小寺委員長 再開いたします。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま委員長のほうからございました特定空き家にするための基準ですとか、期間という部分なのですが、実は現在羽幌町では空き家等対策計画というものを策定しておりまして、その中で特定空き家等の認定という件がございます。その中で、計画の中身を今申し上げますと、特定空き家等の認定の判断については、一律のものではなく、立地環境と地域の特性ですとか、実情に応じて個別に判断をするというようなことが記されております。それで、認定にあたっては建築士資格を有する者を含む複数の町職員が、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針を抜粋した空き家等の実態調査。それと、外観調査票に基づいてまず立ち入り検査を行うということが記されております。それで、その後調査によって認定される可能性のあるものについて、羽幌町の庁舎内にございます政策会議等の意見を踏まえ、町長が認定するというように記されておりますので、これに沿って行うものかなと。そのような認識でございます。以上です。

小寺委員長 5年間でなかなかそのE評価……、E評価ですと倒壊した場合に近く
の建物に影響がある、または道路通行に影響があるという認定ですの
で、評価だけでいうと特定空き家にも合致する物件なのかなというふ
うに自分は判断しています。特に島に関してはその数が多いのと、5
年経ってもなかなか減らないと。評価が下がって増えるというのもある
のですが、ぜひ特定空き家の判断を。せっかく制度がありますので、
例えばE評価のまま10年間経過したら、自動的にとはいませんが、
ある程度強い強制力のある特定空き家に認定することで強制的に、最
終的には代執行にいくと思うのですが、強い勧告ですとか命令に順序
立てていくことも空き家を減らしていくということでは大事かなとい
うふうに思いますので、ぜひその辺りも。特定空き家の判断ですとか
調査についても、より実効性のあるものに検討していただけたらな
というふうに思います。もう一つ、空き家バンクについてです。空き家
バンク、ホームページで閲覧することができるのですが、町民の中
でも特に町外から来られた方ですとか、新しい家を探している方はよく
そのページを見ていると伺っています。ただ、そのページ自体だと情
報量が少ないという話も聞いておまして、羽幌町にはそういう斡旋
するような会社がないので、どうしてもそこのページが目安になっ
てくると思うのです。どうしても皆さんが知りたい内容は最低限載っ
ているのですが、家の外観だけでなく内観ですとか、より詳しい情報
を載せることで成約の数が増えていくのではないかというふうに思
います。空き家バンクに登録される方にうまく説明をして、内観です
とかもっと具体的な情報を増やすことで、もしかしたら実績が上が
ってくるかなとも思いますので、もし可能であればそのような検討も
お願いしたいと思います。何かございますか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま委員長のほうから貴重なご意見いただき
ました。私どもも登録されて成約数が増えるように、ただいま委員
長からもご意見伺いましたが、その辺りも参酌しながら、今後可能な
限り対応していきたいというふうに考えております。

小寺委員長 あともう1点なのですが、先ほど話にあった空き家と空き店舗の違い
ですね。例えば店舗兼住宅というのはどちらの部類に入るのか。その
違い、対応の違いというのをもしわかれば教えていただきたいです。

宮崎課長 お答えいたします。例えば空き店舗でしたら、先ほど申し上げたとおり所管課が違う部分がございますし、店舗兼住宅ということだと、先ほど係長からも申し上げましたが本日配布している資料の調査の中に含まれているというところがございます。以上です。

小寺委員長 ほかに質疑ございませんか。10 分間休憩したいと思います。

(休憩 14:44～14:55)

小寺委員長 14:55～14:55

それでは会議を再開いたします。

続いて、離島運賃割引事業について説明をお願いします。道端係長。

2 離島運賃割引事業について

担当課説明

説明員 町民課 宮崎課長、道端係長

道端係長 14:55～14:56

それでは離島運賃割引事業について説明させていただきます。上段には今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により実施されませんでした。昨年度までの高速船運賃割引事業の実績を記載しております。事業内容については高速船料金を3割引として、6月から8月の3か月間、高速船及びフェリーの運賃収入額。これは離島住民を除くのですが、補助基本額を下回った場合その差額を補助するものでございます。平成28年度で589万5,150円、平成29年度で468万5,910円、平成30年度で925万7,970円、令和元年度で30万8,090円となっております。下段には今年度実施しました新型コロナウイルス高速船臨時便運航支援事業の実績を記載しております。今年度7月・8月の高速船臨時便運航において、運賃の3割を補償したものでありますが、結果134万3,560円となりました。以上です。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:56～15:07

小寺委員長 それでは質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

村田委員 今年度はコロナ禍の関係でいつもの年の3割引の補助がなかったのですが、来年度、まだコロナは収束しておりませんので何とも答えられないのかもしれないのですが、収束していなかった場合と収束した場合とでの方向性・考え方があれば、答えられる範囲でこういった形でこれからこの事業を進めていくのかをまずお聞きしたいと思います。

宮崎課長 お答えいたします。ただいまの村田委員からの部分ですが、現在来年度以降の取り扱いにつきましては、実は関係機関と現在も協議中のございまして、その辺の結果も見て、内部においても協議を進めていきたいと。このような段階になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

村田委員 ということは、普通に戻ったとしてもどういう体制でやるかということ自体も何もないということなので、恐らくコロナ禍が収まった状態になったとしたら、今までと同じ状態になっていくのかなと思うのですが、町民課としてコロナ禍が収まった場合、昨年度までのそういう3割引の同じ考え方で取り組んでいきたいと思っているのかどうか、そこだけお願いします。

宮崎課長 お答えいたします。担当課としましてはというところでご理解をいただきたいのですが、以前行っていた高速船のいわゆる3割引事業のルールに沿っていくとすると、現状を見ますとかなり補助基本額を下回る、収入が落ちているわけですから、かなり町の負担が増えるというところもございまして、従前の計算方法に当てはめた場合には、負担が大きくなる部分、そういった観点からはちょっと難しいところもあるのかなというところで今のところは考えております。

村田委員 課長の答弁のおっしゃることもわかります。ただ、コロナ禍が収束した段階においては、やはり離島観光は大事な観光事業なので、今課長が言った補助額が膨大になる恐れがあるということはわかりますが、その辺りは羽幌町だけでなく、いろいろな側面から補助できるような体制で今までと同じように3割引ができるくらいの方角性は持っていたきたいなど。そうしないと今まで、昨年度まで3割引をしていたのがなくなるということになると、やはり観光にも影響が及ぶのではないかと非常に危惧しますので、その辺りはよろしくお聞きしたいと

思います。先ほど答弁をいただきましたので、何かあればお願いします。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま村田委員のほうからのご意見もわかる部分があります。先ほど申し上げたとおり、現在関係機関とも協議中ですので、その結果も踏まえて方向性を出していきたいというふうに思います。

平山副委員長 関連して。来年のことについてはまだコロナが収束していないので、協議中というか、そういう段階という答弁でしたよね。それで、このコロナというのはいつ収束するか分かりませんよね。私が思うのは、収束してからそういうものを決めて、さてまた従来どおり3割引の事業をしますよといった場合、もしかしたら遅くなるかもしれませんよね。来年の春ですとか。そうなると来年の観光の部分で宣伝……、旅行会社などに宣伝するにしても、多分遅いのではないかと思うのですよね。だから、そういうものもある程度方針を決めて、コロナが収束しなかったら、その時はそういうものを中止にするとか、そういう方向性を私は出すべきじゃないかと思うのですよね。その辺りどうでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま平山副委員長のほうからのご意見なのですが、現在関係機関とも協議した結果と併せて、副委員長のほうからご意見のあった部分も含めてなるべく速やかにといいますか、遅れない形で方向性を出していきたいと今のところは考えております。

森議長 今、担当課の言ったことは本当に大変だなと思います。つまり、この仕組みというのは過去3年間の平均で補助基本額を算出して、足りない分を出すということですから、令和2年度数字が入っていないですけど、ここの部分の売り上げをどういうふうに計算するかによっては、例えば平成30年で約920万円出しているものが、同じ仕組みでいけばとてつもない金額になる可能性もあるということで苦慮されているのではないかと推測します。そこでですね、それはそれとしてもし何らかの形でやるってことで、メリットはあると言う前提ですけれども、仕組みそのものを何らか変えるか、単年度だけ特例で違う形、例えば国からの何らかの支援を探ってみるとか、そういうことをしないと非

常に難しいなというのが、私の現時点での限られた情報の中での感想に近い意見です。そこでちょっと1つだけ確認したいのが、先ほどと同じ質問で申し訳ないのですが、この補助額の財源内訳はどのようになっていますか。

宮崎課長 お答えいたします。財源の部分につきましては町の単費でございます。以上です。

森議長 繰り返しの話になりますけれども、やはり今までのルールで町単費で全て出すということの中、いろいろな数字を弾き出したときに具体的なことはわかりませんが、相当額になってくるとということも考えられますので、これは私の個人的な意見というふうに捉えていただきたいのですが、例外の年として来年以降何か手はないかというのは、いつもやはり国のほうとやり取りしていますので、国、道、それから当事者を含めて、我々は否定するつもりも何もないので、相手があることです。フリーハンドで少しでも実現の可能性のある方向を探るか、かつ、一定額はしようがないですが、町の財政のできる範囲の中でというようなことの中で、かなり厳しい交渉になるかもしれませんが、やっていただきたいと思います。答えられることがあれば一言で結構です。お願いします。

宮崎課長 お答えいたします。ただいまの議長からのご意見もございました。いろいろと見えない部分もありますし、関係機関それぞれある中、現在協議していく中で可能性は探してみたいというふうに思っています。以上です。

小寺委員長 ほかにございませんか。それではないようですので、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。